

令和6年10月1日

指定短期入所生活介護

「特別養護老人ホームきたはら」

契約書及び重要事項説明書

社会福祉法人 恵光会

指定短期入所生活介護

利用契約書

特別養護老人ホームきたはらのショートステイ利用者（以下「契約者」という。）と特別養護老人ホームきたはら（以下「事業者」という。）は、契約者が、特別養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用し、第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に実施するサービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、介護計画の作成を行う。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、または契約者等の要請に応じて、介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、契約者等と協議して、計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険の基準サービス）

事業者は、サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険の基準外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者が別途定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現にサービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分に滞在費、食費を加えた額を事業者を支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとする。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻します。（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 5 契約者は、前4項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第8条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第 9 条（利用料金の変更）

- 1 第 7 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 7 条第 2 項及び第 3 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 10 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 11 条（守秘義務等）

- 1 事業者・サービス従事者及び従業員は、サービス提供上知り得た契約者及び家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責任で契約者に生じた損害は賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったために損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったために損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスとは無関係に損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為のために損害が発生した場合
- ⑤ 自然災害、感染症蔓延に伴う事故等、事業者もしくは従業者に、故意あるいは作為的と認めない場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合、契約者に実施したサービスを除き、所定の利用料金の支払いを請求することはできません。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができる。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - ② 契約者が入院した場合
 - ③ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったために重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行ったために重大な事情を生じさせた場合

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、サービスに関する契約者等からの苦情に対して、受付窓口を設置し対応します。

第 22 条（事故発生時の対応）

事業者は、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和6年10月1日

指定短期入所生活介護 「特別養護老人ホームきたはら」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第0970900189号)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵光会
(2) 法人所在地 栃木県真岡市若旅656番地
(3) 電話番号 0285-83-6662
(4) 代表者氏名 理事長 柴 恵子
(5) 設立年月 平成9年8月19日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年1月17日指定
(2) 事業所の名称 特別養護老人ホーム きたはら
(3) 事業所の所在地 栃木県真岡市若旅656番地
(4) 電話番号 0285-83-6662
(5) 事業所長(管理者)氏名 柴 俊郎
(6) 開設 平成10年7月13日
(7) 利用定員 8人
(8) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
(9) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、4人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	2室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行器・平行棒
浴室	4室	チェアー浴槽・特殊機械浴槽・一般浴槽
看護室	1室	
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

- ・トイレ ー 居室北一箇所（入居者用居室廊下に3箇所）
- ・筆筒 ー 各室各自に一式
- ・洗面台 ー 居室北トイレの向かい側に1箇所（同じフロアー内にもう1箇所）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 真岡市 芳賀郡市内 上三川町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年 中 無 休
受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※特別養護老人ホームきたはらの職員と兼務となります。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 事務職員	3 名
3. 生活相談員	1 名以上
4. 介護職員	17 名以上
5. 看護職員	2 名以上
6. 機能訓練指導員（看護師兼務）	1 名以上
7. 介護支援専門員	1 名以上
8. 管理栄養士	1 名
9. 医師	1 名
10. 理学療法士	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月 月・火・金 12：30～14：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 A： 6：30～15：30 1 名 早番 B： 7：30～16：30 1 名 日勤 B： 9：00～18：00 1 名 リーダー： 8：30～17：30 1 名 ショート： 8：00～17：00 1 名 遅番 A： 10：00～19：00 1 名 遅番 B,C：10：30～19：30 2 名 夜勤： 17：00～ 9：00 2 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 8：00～17：00 1 名 日勤： 8：30～17：30

☆利用者に異変があった場合には、まずご家族に連絡、ご家族の判断にて対応していただきます。夜間帯も同様になります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(8割・7割の場合あり)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：30～8：30 昼食：11：45～12：45 夕食：17：45～18：45

③入浴

- ・入浴を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に、理学療法士及び職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る自己負担額とおやつ代の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

◆介護度別自己負担額

（1単位＝1,017円）

サービス 利用料	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要支援 1	要支援 2
	多床室	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	451 単位	561 単位
	個室	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	451 単位	561 単位
加 算		・ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位 ・ 夜勤職員配置加算Ⅰ 13 単位 ・ 送迎加算 184 単位 ・ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位／月						
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		単位数合計の 14.0 %						

※上記介護度別利用料金は、1割の場合、2割、3割の場合があります。利用者本人の所得額で決まります。決定は、各市町村で行い、介護保険負担割合証にて確認します。

- ◆ 居室代金 多床室 915 円 個室 1,231 円
- ◆ 食事代金 1,680 円（朝食；370 円、昼食；750 円、夕食；560 円）
- ◆ おやつ代 110 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 利用限度額を超えて利用する場合には、その分は、実費として請求します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けている方は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。更に、高額介護支給金ということで、一定の額を超えた方については、超えた分の負担額を市町村が払い戻しています。

〔単位：円〕（日額）

対象者		区分	居住費		食費
			多床室	個室	
生活保護受給者		第1段階	0	380	300
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	老齢年金受給者				
	年金収入等の合計が 80 万円以下の方	第2段階	430	480	600
	年金収入等の合計が 80 万円以上 120 万円未満の方	第3段階（1）	430	880	1,000
	年金収入等の合計が 120 万円以上の方	第3段階（2）	430	880	1,300
上記以外の方(第4段階)			915	1,231	1,680

☆金額は、日額で表示しています。

◇高額介護サービス支給について

サービス利用に係わる自己負担額が、一定額を超えた方に対して、超えた分の金額を市町村が払い戻します。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階
払い戻す額	1割自己負担が 1.5 万円を超えた額	1割自己負担が 1.5 万円を超えた額	1割自己負担が 2.46 万円を超えた額

※第4段階の方でも、収入額により払い戻しが適用される場合もあります。

（2）（1）以外のサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

〔散髪サービス〕

毎月1回理容師が来所し、散髪サービスを利用頂けます。

利用料：1,700円

顔剃り：500円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに説明

いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、ご利用月の翌月12日以降にお支払いください。口座引落の方は、27日に指定の口座より引落となります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の2日前の17:00までに申し出がなく、前日または当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2日前17:00までに申し出があった場合	無料
利用予定日の2日前17:00までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金は支払っていただきます。

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。その職を退いた後も同様とします。
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。 |
|---|

7. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項を守っていただきます。

(1) 持ち込みについての注意事項

日常生活に必要な衣類の他は、利用者の方が最低限必要な生活必需品のみを持参するようにお願いします。(持参品には、必ず記名をお願いします。)

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価を支払っていただきます。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内は全て禁煙となっております。

8. 損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、自然災害・感染症蔓延等における損害に関しては、賠償責任はないものとします。

9. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

① ご契約者が死亡した場合

② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(2) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 17 条、第 18 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院した場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10. 苦情の受付について (契約書第 21 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[事務主任]

酒井 利裕

[特養主任]

中山 千春

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8 : 30 ~ 17 : 3

(2) 行政機関その他苦情受付機関

真岡市役所 高齢福祉課 介護保険係	所在地 真岡市荒町 5191 電話番号 0285-83-8094
栃木県社会福祉協議会 栃木県運営適正化委員会	所在地 宇都宮市若草 1-10-6 電話番号 028-622-2941
栃木県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談窓口	所在地 宇都宮市本町 3-9 栃木県合同ビル 6 階 電話番号 028-643-2220

1 1. 事故発生時の対応（契約書 第 23 条参照）

当事業所のサービスの提供中に事故が発生した場合には、緊急時対応マニュアルに基づいて対処します。さらに、速やかに在住の市町村、ご契約者の家族等に連絡をし、必要な措置を講じます。また、当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行います。

1 2. 個人情報の保護について

個人情報保護に対する基本方針を定め、利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いをしております。

1 3. 情報開示について

（1）介護又は、看護についての記録開示

- ・開示の申出があった場合、申出者は申込用紙に必要事項を記入し、事前に提出します。
- ・開示内容は、個人情報保護の観点から、必要な情報のみとします。
- ・施設は、情報開示の許可とともに、希望の日程を調整します。
- ・開示の際は、関係職員が必ず同席し、閲覧いただきます。
- ・希望があれば、資料（コピー等）を提供することもあります。

（2）事業計画及び財務内容についての閲覧方法

- ・事業計画及び財務内容がわかる書類のファイルを事務所に常備し、申出に応じ、いつでも提示できるようにしています。
- ・持ち出しは、禁止し、その場での閲覧となります。

1 4. 第三者評価の実施について

現時点で当事業所では第三者評価は受けておりません。

1 5. ハラスメントについて

- ・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

1 6. 人権擁護・虐待防止について

事業所は利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 人権擁護・虐待防止のための指針を整備します。
- ② 人権擁護・虐待防止のための委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、人権擁護・虐待防止の研修を定期的実施します。
- ④ 事業所の管理者、従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として行政に通報するものとします。
- ⑤ 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

17. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

18. 業務継続計画について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該事業改善計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③ 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行います。

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項の交付と説明を行いました。

事業者	住 所 事業所 代表者氏名	栃木県真岡市若旅 656 特別養護老人ホーム きたはら 柴 俊郎 印
説明者	職 名 氏 名	生活相談員 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約年月日 令和 年 月 日

契約者	住 所 〒 _____
	氏 名 _____ 印
	電 話 _____
保証人または後見人	住 所 〒 _____
	氏 名 _____ 印
	(続 柄)
	生年月日 _____ (歳)
	電 話 _____
	職 業 _____

契約を証するため、本書 2 通を作成し契約者及び事業所が署名捺印の上 1 通ずつ保有するものとします。

※この重要事項説明書は、介護保険法（令和 6 年 4 月 1 日改正）に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。